

## 資源有効利用促進法省令の改正について

資源有効利用促進法省令の一部改正に伴い、本市発注工事において、受注者が建設副産物の搬出及び再生資源を利用する際に実施する事項について、次の通り変更します。

(適用：令和5年1月1日以降契約の工事)

### 1 「再生資源利用促進計画」及び「再生資源利用計画」の作成 改正

(1) **指定副産物を搬出**する際に下表を満たす工事については、「再生資源利用促進計画」を作成、提出していただきます。

搬出する指定副産物	改正後	改正前
建設発生土	500 m <sup>3</sup> 以上	1,000 m <sup>3</sup> 以上
コンクリート塊	改正なし	合計200 t以上
アスファルト塊		
建設発生木材		

(2) **建設資材を搬入**する際に下表を満たす工事については『再生資源利用計画』を作成、提出していただきます。

搬入する建設資材	改正後	改正前
土砂	500 m <sup>3</sup> 以上	1,000 m <sup>3</sup> 以上
砕石	改正なし	500 t以上
加熱アスファルト混合物	改正なし	200 t以上

### 2 「再生資源利用促進計画」及び「再生資源利用計画」の掲示 新規

「再生資源利用促進計画」及び「再生資源利用計画」を工事現場の見やすい場所に掲示することが義務となります。

※掲示する様式については、国土交通省ホームページ上にある『再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)現場掲示対応版』を参照してください。

(URL)

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

※建設副産物情報交換システム(以下、「システム」という。)に登録している受注者は、工事情報を登録することで、システムから現場掲示用の様式を印刷することが出来ます。

### 3 「再生資源利用促進計画」及び「再生資源利用計画」の実施状況の保存 改正

「再生資源利用促進計画」及び「再生資源利用計画」の実施状況の記録の保存期間が下表のとおりとなります。

改正後	改正前
工事完成後 <u>5年間</u>	工事完成後 1年間